政　令

後見登記等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年二月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三十三号

後見登記等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第十二条第三項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

附　則

この政令は、令和三年三月一日から施行する。

法務大臣　上川　陽子

内閣総理大臣　菅　義偉

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年二月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三十四号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第三十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年四月一日とする。

総務大臣　武田　良太

内閣総理大臣　菅　義偉

放送法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年二月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三十五号

放送法施行令の一部を改正する政令

内閣は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第八十条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第八十六条の三の」を「第八十六条の四の」に改め、同条の表の上欄中「含む。」の下に「、第七百十四条の三」を加え、「並びに第七百三十一条第一項」を「、第七百三十一条第一項」に改め、「第三項第二号」の下に「並びに第七百三十五条の二第三項第二号」を加え、「第八十六条の三」を「第八十六条の四」に改める。

附　則

この政令は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

総務大臣　武田　良太

内閣総理大臣　菅　義偉

省　令

○法務省令第三号

後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）第十八条の規定に基づき、後見登記等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月十九日　法務大臣　上川　陽子

後見登記等に関する省令の一部を改正する省令

後見登記等に関する省令（平成十二年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登記事項証明書等の交付請求の方式）	（登記事項証明書等の交付請求の方式）
第十七条　［略］	**第十七条**　［同上］
2　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名しなければならない。	2　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印しなければならない。
［一～八　略］	［一～八　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和三年三月一日から施行する。

○文部科学省令第七号

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第八条第一項及び第十八条並びに大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）第二条第二項ただし書並びに独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項並びに独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第八条の二第四項ただし書及び第八条の四の規定に基づき、大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月十九日　文部科学大臣　萩生田光一